

第3期 静岡市子ども・子育て支援事業計画案について、 皆さまのご意見をお寄せください。

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までを計画期間とする「第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、皆さまからのご意見を募集します。
皆さまからの多くのご意見をお待ちしております。



【期間】令和6年12月27日（金）から令和7年1月27日（月）まで（必着）

◆ 資料の閲覧について

意見応募用紙の配架場所と、計画案が閲覧できる場所は次のとおりです。

- (1) 静岡市役所 子ども未来局 子ども未来課（静岡市役所 清水庁舎9階）
- (2) 各区役所の市政情報コーナー
- (3) 静岡市ホームページ（<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5783/s013063.html>）

◆ ご意見の提出方法について

期間内に、意見応募用紙を次のいずれかの方法でご提出ください。

- (1) 郵 送：〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
静岡市役所 清水庁舎9階 子ども未来局 子ども未来課 子ども政策係あて
- (2) ファクシミリ：FAX番号 054-352-7731
- (3) 持 参：静岡市役所 清水庁舎9階 子ども未来局 子ども未来課 子ども政策係
- (4) 電 子 申 請：市ホームページにある応募専用フォームで御提出ください。
（<https://logofom.jp/form/79j2/863612>）

◆ お問合せ先

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
静岡市役所 清水庁舎9階 子ども未来局 子ども未来課 子ども政策係
TEL：054-354-2603 / FAX：054-352-7731



▲ 2次元コード（電子申請）

子ども・子育て支援事業計画について

◆ 子ども・子育て支援事業計画とは

「子ども・子育て支援法」に基づき策定する5年間の計画です。

「幼児期の教育・保育」（認定こども園・保育所等）や、「地域子ども・子育て支援事業」（放課後児童クラブや子育て支援センター等）に対して、市民の皆さんのニーズが今後どのくらい見込まれ、それに対して、どのようにサービスの提供体制を確保していくか等について、定めています。



◆ 計画に基づく取組

(1) 幼児期の教育・保育

小学校就学前の子どもを対象に、認定こども園、保育所、幼稚園等において実施される教育と保育に関する取組です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じて実施する、子どもや子育て世帯を支援するための取組です。

放課後児童クラブや子育て支援センターをはじめ、発熱など子どもが急な病気になった時のための保育、乳児のいる家庭に対する保健師等の訪問、子育てに関する悩み相談への対応など、合計16の取組があります。

◆ 計画のポイント

少子化が進む中であっても、働く保護者の増加等を背景に、子ども・子育て支援に対するニーズは高い状況が続くことが予測されるため、認定こども園・保育所等の受け入れ体制の充実による待機児童の解消や、仕事と子育ての両立支援、相談支援体制の充実に取り組んでいきます。